福島社発第　２８４　号
平成２６年　３月　７日

開業・法人会員各位

福島県社会保険労務士会
会　長　金　子　昌　明
（公 印 省 略）

会員事務所職員表彰被表彰者の推薦について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 26 年度総会の席上で会員及び会員事務所に勤務する職員に対し表彰を実施する予定にしておりますので、貴事務所で下記事項に該当される職員等の方がおりましたら、所属支部長にご報告下さるようお願いいたします。

記

１．表彰基準（表彰規程第２条第３号により）

「会員事務所職員で同一の事務所に５年（以後５年毎）勤務し、成績優秀で他の模範となる者」に対し感謝状を贈呈

会員事務所に勤務する会員配偶者も含む

- ５年勤務該当（H21.4.1～22.3.31 採用者）
- 10 年勤務該当（H16.4.1～17.3.31 採用者）
- 15 年勤務該当（H11.4.1～12.3.31 採用者）
- 20 年勤務該当（H6.4.1～7.3.31 採用者）
- 25 年勤務該当（H1.4.1～H2.3.31 採用者）
- 30 年勤務該当（S 59.4.1～60.3.31 採用者）　　以下５年毎

２．提出方法　　裏面様式により各支部長にご提出下さい（FAX 可）

３．提出期限　　平成２６年４月４日（金）必着

４．表彰者を理事会で決定のうえ、おってご連絡いたします。

平成 26 年 4 月 4 日締切

平成 26 年　　月　　日

支　部　長　様

会員事務所職員表彰被表彰者の推薦について（回答）

当事務所職員について、福島県社会保険労務士会表彰規程第２条第３号に該当しますので、下記のとおり提出いたします。

●表彰基準（表彰規程第２条第３号により）

「会員事務所職員で同一の事務所に５年（以後５年毎）勤務し、成績優秀で他の模範となる者」に対し感謝状を贈呈

会員事務所に勤務する会員配偶者も含む

- ５年勤務該当（H21.4.1～22.3.31 採用者）
- 10 年勤務該当（H16.4.1～17.3.31 採用者）
- 15 年勤務該当（H11.4.1～12.3.31 採用者）
- 20 年勤務該当（H6.4.1～7.3.31 採用者）
- 25 年勤務該当（H1.4.1～H2.3.31 採用者）
- 30 年勤務該当（S 59.4.1～60.3.31 採用者）　　以下５年毎

記

ふりがな 職員氏名	採用年月日	備　　考

氏　名　　印